

西条市が発注する工事及び委託業務の現場における交通誘導員の配置について

西条市が発注する工事及び委託業務の現場における交通誘導警備業務について、近年、警備員の確保が困難になっている状況を踏まえ、工事及び委託業務の施行を円滑に進めるため、当面の間、次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

1 警備員が確保できない場合の対応

- (1) 警備業者の警備員が確保できない場合は、施工方法の変更、交通誘導の方法の変更、施工時期の調整、施工計画を総合的に検討するものとする。
- (2) 上記(1)の検討によっても警備員が不足する場合は、「西条市における自家警備取扱要領」により自家警備を行うことができるものとする。
- (3) 発注者は、設計内容の変更、工期の延期等、必要な設計変更を行うものとする。

2 留意点

- (1) 交通誘導は警備会社の警備員が行うことが原則であり、自家警備は例外的な措置であること。
- (2) 自家警備に起因して受注者が損害を被った場合又は第三者に損害を与えた場合は、工事請負契約約款第 27 条及び第 28 条第 1 項（業務委託契約約款第 28 条及び第 29 条第 1 項）の規定により、受注者が責任をもって対応する必要があること。

3 適用

西条市が発注する工事及び委託業務のうち、令和 4 年 5 月 16 日以降に行う交通誘導に適用する。